

質問書に対する回答

(件名) 千葉東金道路 千葉東 I C 受配電自家発電設備更新工事

番号	質問箇所	質問事項	回 答
1	特記仕様書P3 1-5 配置技術者に関する事項 1-5-1配置技術者の資格	配置技術者の資格について、「建設業法の許可業種（電気通信工事業）に係る資格を有する者」と記載がありますが、当該工事は受配電自家発電設備工事であり、かかる建設業法の許可業種は電気工事業と認識しております。従いまして、資格についての記載は「建設業法の許可業種（電気工事業）に係る資格を有する者」の誤りと考えますがよろしいでしょうか。	配置技術者の資格については「建設業法の許可業種（電気工事業）に係る資格を有する者」とします。 12月28日付の訂正公告をご確認ください。